

香取広域市町村圏事務組合建設工事等の入札及び契約 等に関する事務取扱要綱

平成5年1月1日

改正 平成19年4月1日

平成21年4月1日訓令第6号

平成24年2月9日訓令第2号

平成27年3月3日訓令第4号

平成29年3月17日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、香取広域市町村圏事務組合の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（以下「工事等」という。）にかかわる入札の執行及び契約締結等の事務取扱に関し、香取広域市町村圏事務組合財務規則（昭和62年香取広域市町村圏事務組合規則第3号）及び香取広域市町村圏事務組合入札約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札事務)

第2条 入札の執行に関する事務は、事務局長、総務課長、総務課長から命ぜられた職員が行う。

(工事等関係書類の回付及び業者の選定等)

第3条 工事等担当課長は、入札により工事等を実施しようとするときは、入札執行依頼書（別記様式）に設計図書等及び香取広域市町村圏事務組合建設工事等指名業者選定審査会要綱（昭和46年香取広域市町村圏事務組合訓令。以下「審査会要綱」という。）第3条第2項の規定による指名候補者の推薦書類を添えて、事務局長に入札執行の申出をしなければならない。

2 事務局長は、審査会要綱の定めるところにより、業者の選定があったときは、指名業者への入札通知等の入札の執行に必要な手続きをしなければならない。

(予定価格の設定)

第4条 工事等の予定価格は、香取広域市町村圏事務組合事務局決裁規程（昭和59年香取広域市町村圏事務組合訓令第4号）の別表の決裁欄に規定する金額に応じた者が決定する。

2 前項の規定により予定価格を定める場合、事務局長又は工事等担当課長及び工事等設計担当者（以下「担当者」という。）から意見を求め、説明を聴取することができる。

（最低制限価格）

第5条 最低制限価格を付するときは、別表第1を基準として定めるものとする。

（入札事務等）

第6条 事務局長は、入札事務を総括する。

2 入札の執行に必要な現場説明及び工事等施工に当たり留意すべき事項等の示達は、担当者がこれを行うものとする。

3 担当者は、当該入札に出席するものとする。

4 工事等の入札に当たっては、入札書に見積内訳書を添付させなければならない。

5 入札の執行者は、開札に当たっては落札者及びその金額を読みあげなければならない。

（再度入札）

第7条 開札した場合において、落札者がいないときは、その場でただちに再度の入札を行うものとする。ただし、再度の入札の回数は、原則として2回までとする。

2 入札の執行者は、再度入札を行う場合においては、前入札における最低入札金額を読みあげなければならない。

3 再度入札の結果においても落札者がいないときは、入札の執行者は、入札に出席している担当者の意見を聴き、最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは、最低入札者を除く他の入札者のうち最低入札者）から見積りを徴することができるものとする。ただし、最低札の金額と予定価格の差が大きい等のため、見積りを徴することが適切でないとき認めるときは、この限りでない。

(随意契約の予定価格等)

第8条 第4条の規定は、随意契約について準用する。

(契約の締結)

第9条 事務局長は、入札の結果落札者が決定したとき、随意契約の場合において業者が決定したとき又は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第13号）第2条の規定に該当する工事又は製造の請負契約について議会の議決があったときは、所定の決裁を受けて速やかに契約を締結しなければならない。

2 議会の議決に付すべき契約の締結に関し、契約の相手方が決定したときは、必要に応じ、仮契約を締結することができるものとする。

(かし担保)

第10条 工事等の請負契約におけるかし担保責任を負うべき期間は、別表第2に定めるところによるものとする。

(予算の執行手続)

第11条 事務局長は、第9条の規定による契約の締結をしたときは、ただちに支出負担行為等予算の執行に必要な手続をしなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、工事等の入札及び契約締結に必要な事項は、その都度管理者の承認を得て定める。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日より施行する。

附 則（平成24年2月9日訓令第2号）

この訓令は、平成24年3月1日より施行する。

附 則（平成27年3月3日訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成29年3月17日訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1（第5条）

工事等の種別	最低制限価格
全ての建設工事	<p>当該建設工事の予定価格に、下記1～4により算出した額の合計額を当該建設工事設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額で除した割合を乗じて得た額とする。ただし、下記1～4により算出した額の合計額を当該建設工事設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額で除した割合が10分の9を超える場合にあっては当該建設工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、10分の7に満たない場合にあっては当該建設工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。また、工事等の性質上、下記1～4の規定により難しいものについては、範囲内で適宜の割合とする。</p> <p>1 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</p> <p>2 共通仮説費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>3 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>4 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>

別表第2（第10条）

工事等の種別	かし担保責任期間
コンクリート造りの建築物及び土木工作物	2 年
木造の建築物及び設備その他	1 年
その他	1 年

別記様式（第3条）

年 月 日

事務局長 様

課長

入札執行依頼書

記

1 入札番号

2 工事等の名称

3 工事等箇所

4 添付書類 執行伺書（写し）・設計図書等・指名業者選定調書